

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、サブスクについてです。サブスクとは、正式名称「サブスクリプション」略してサブスクですが、定額料金で一定期間、商品やサービスを利用できるコンテンツ（*インターネットやテレビ、紙などのメディアを通して伝えられる情報内容のこと）やサービスのことです。サブスクについての基本的な仕組みや契約する時の注意点を説明したいと思います。

サブスクリプション(サブスク)とは？

サブスクリプション(subscription)略してサブスクとは、前述のとおり定額料金で一定期間、商品やサービスを利用できるサービスです。名称としては新しい用語ですが、月極駐車場、月謝、賃貸住宅や新聞の定期購読といった定額サービスは従来から存在していましたし、「定額で一定期間使い放題」といった仕組みそのものは古くからありました。当初、サブスクには、雑誌の「予約購読」「定期購読」「会費」の意味がありましたが、その後、転じて「有限期間の使用許可」の意味として使われるようになり、**2010年代後半から「定額で一定期間使い放題」の意味としてメディアで用いられるようになりました**。その後、**コンピューター用ソフトウェアの年間使用料などに導入され、電子書籍の読み放題サービス・音楽配信・動画配信サービス・ストリーミング再生などの支払い方法にも導入されました**。**携帯電話やスマートフォンの有料アプリの支払い方法にも導入**されています。2019年のユーキャン新語・流行語大賞には、「サブスク」がノミネートされました。

サブスクの分類・種類

サブスクは、提供方法によって分類できます。

1. デジタルコンテンツ型

デジタルコンテンツ型は、インターネットを通してコンテンツが提供されるサブスクで、電子書籍・ゲーム・音楽配信・動画配信などが該当します。

なお、提供されるコンテンツは利用規約において複製を禁止されているケースがほとんどです。

2. レンタル型

レンタル型は、定額料金で一定の物を借りられるサブスクで、自動車・洋服・家具・家電・知育玩具などのサブスクが該当します。レンタル型のサブスクは、サービス提供している企業側に物の所有権があります。そのため、一定の期間が終了後またはサブスク契約の解約後には、利用者側は借りた物を返却しなければなりません。

3. ギフト型

ギフト型は、定額料金で一定数の物を購入するサブスクで、花・食品・化粧品などのサブスクはギフト型に該当するケースが多いようです。ギフト型のサブスクは、使い切りの消耗品が提供されている傾向にあるため、レンタル型のサブスクとは異なり、利用者側に返却の義務はありません。

4. ショップ型

ショップ型は、店を通してサービスが提供されるサブスクで、ホテル・飲食店・ネイル・エステ・美容院などのサブスクはショップ型に該当するケースが多いようです。ショップ型のサブスクは、他のサブスクとは異なり、自宅にいただけではサービス提供を受けることができません。サービスを提供する店まで足を運ぶ必要があるため、利用者側は無理なく通える生活圏内にサービスを提供する店があるかを確認する必要があります。

サブスクのメリット

定額制のため安価で利用できるサブスクは、新規利用者のハードルが低く、必要な時にサービスや商品を利用できるメリットがあります。また、事業者・提供者側からみても、購入と比べ一定期間、継続的な売り上げが見込めるなどのメリットがあります。

1. 消費者側のメリット

- 購入よりも安価にサービスや商品を利用できる
- 初期費用が少ないため、継続利用しやすい
- 動画や音楽配信サービスはパソコンだけではなく、スマートフォンからでも利用できる
- 動画の媒体(Blu-ray Disc、DVD)やパッケージを購入・所有する必要がないため、物を増やさずに済む
- サービス期間はあるが、いつでも解約できる
- 新しい商品やサービスの提供を受けやすい

2. 事業者側のメリット

- 継続的・長期的な売上を見込める
- 消費者の導入ハードルを下げられるため、新規顧客を獲得しやすい
- 顧客リストや利用統計データが取れるため、今後の改善に利用できる
- デジタル、アナログ問わず、様々な業種に導入できる

サブスクのデメリット

サブスクはサービスを「利用」するものであり、買い切り型と異なり「資産」とはなりません。

そのため、解約した場合に使用出来なくなるだけでなく、契約中であっても提供者側の裁量や、作品の著作権(著作権、ライセンス契約など)の都合でサービスの全部または一部の提供が停止され使用できなくなることもあります。

1. 消費者側のデメリット

- 利用しなくても、契約期間中は料金が発生する
- 必要としない機能や興味のないコンテンツも含まれる場合がある
- 解約後はサービスや商品が利用できなくなり、手元に残らない
- 契約は容易だが、解約するには煩雑な手続きを踏む必要もあり、注意を要するものもある

2. 事業者側のデメリット

- サービス開始当初はユーザー数が少なく、即利益につながらない
- 定期的に新しいコンテンツを提供、追加していく必要があり、コンテンツの追加を滞るとユーザー離れを起こすおそれがある
- ユーザーに、すぐに解約される可能性がある
- 最初から、ある程度のリソースやコンテンツが必要
- 導入するための、ツール・ノウハウが必要

「プラスチックごみ汚染」

プラスチックごみによる環境汚染を防止する、初の国際条約作りが暗礁に乗り上げています。184の国と地域が参



加した政府間交渉は合意に至らないまま閉会しました。再開の時期は決まっていません。2022年から続く交渉は、昨年末が期限でした。韓国で開催された前回会合が不調に終わり、延長戦とされた会合が今回、スイスで開催されましたが、再び合意が先送りされ、交渉の行方は厳しい状況にあります。

世界のプラスチック生産量は、2019年時点で年間4億6000万トンに上ります。その8割近くが廃棄され、2200万トンが海や川などに流出したと推計されています。

環境保護への意識が高い欧州や日本は賛成ですが、産油国のサウジアラビアやロシアなどは反対を貫いています。

11月の税務と労務

- ・国税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・国税/所得税予定納税額の減額承認申請 11月17日
- ・国税/所得税予定納税額第2期分の納付 12月1日
- ・国税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、3月決算法人の中間申告 12月1日
- ・国税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月1日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月1日
- ・地方税/個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税/11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・国税/10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月5日
- ・国税/4月決算法人の中間申告 1月5日
- ・国税/1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月5日
- ・地方税/固定資産税・都市計画税(第3期)の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内